

お客さま各位

静岡信用金庫

「せいしん SLL（サステナビリティ・リンク・ローン）」の取扱開始について

当金庫は、令和 6 年 3 月 15 日（金）より、お客さまの脱炭素化に係るお取組みを支援するための新たな融資商品「せいしん SLL（サステナビリティ・リンク・ローン）」の取扱いを開始いたします。

本商品は、信金中央金庫が提供する SLL フレームワーク組成サポート利用による全国初の取扱いとなります。

1. 経緯

当金庫は、環境問題への取組みを企業の社会的責任であると認識し、2009 年に「環境基本方針」を策定して以降、様々な環境保全活動を展開してまいりました。2019 年に公表した「せいしん SDGs 宣言」では持続可能な社会の実現に向けた取組みのひとつに「地域社会の環境保全」を挙げ、2023 年には「カーボンニュートラル取組方針」を新たに定め、お客さまの脱炭素化をご支援する態勢を強化してまいりました。その一環として今回「せいしん SLL」の取扱いを開始し、お客さまの CO2 排出量削減等に係る具体的なお取組みをサポートしてまいります。

2. 商品概要

- ・「せいしん SLL」は、融資申込時に CO2 排出量の削減に係る「野心的な目標（SPTs）」をお客さまに設定いただき、1 年ごと、目標達成状況により融資利率が変動する特約を付帯した融資商品です。
- ・本商品のご利用には、CO2 排出量算定のための所定の CO2 可視化サービスのご契約が必要となります。

3. 第三者評価について

「せいしん SLL」は、融資フレームワーク（枠組み）が、国際原則等（※）に整合していることについて、株式会社格付投資情報センター（R&I）による第三者評価を取得しております。

※サステナビリティ・リンク・ローン国際原則（SLLP）

サステナビリティ・リンク・ローンに関する自主的なガイドラインで、世界の主要な金融機関の代表で構成された作業部会によって策定されている。

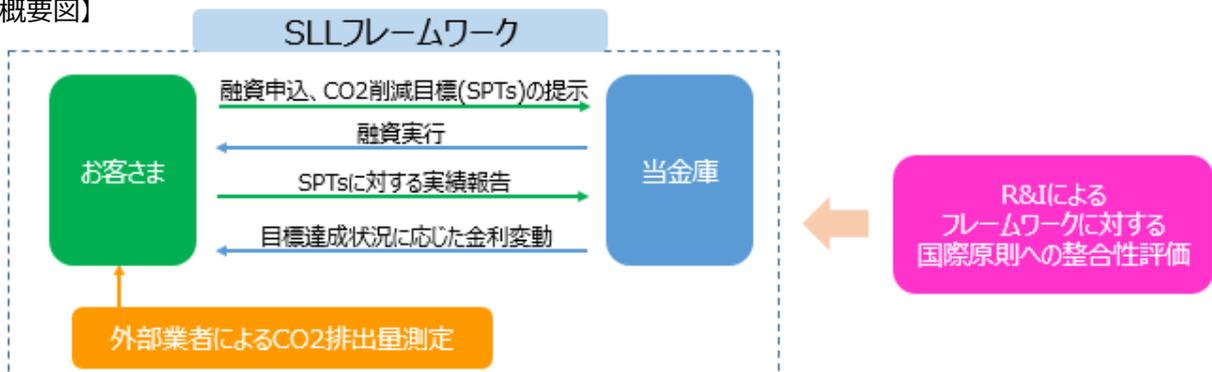
グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2022 年版（GL・SLL ガイドライン）

国内のサステナブルファイナンス市場の健全かつ適切な拡大の観点から、環境省が策定しているガイドライン。

4. 取扱い開始日

令和 6 年 3 月 15 日（金）

【概要図】



以上

信金中央金庫との合同記者会見を行いました

令和6年3月15日、「せいしん SLL」取扱開始をサポートした信金中央金庫と合同記者会見を行いました。



せいしん SLL（サステナビリティ・リンク・ローン）商品概要

項目	内容
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・融資申込時に CO2 排出量の削減に係る「野心的な目標（SPTs）」をお客さまに設定していただき、1 年ごと、目標達成状況により融資利率が変動する特約を付帯します。 ・SPTs は、お客さまの従来の仕事のやり方に比べて野心的と判断される改善を目指すものとし、以下の 3 つの観点のうち、いずれかを基準として判断します。 <ul style="list-style-type: none"> ①国が掲げる CO2 削減目標との比較 ②お客さまの直近 3 期の実績や、既に見込まれている将来の変動要因等を勘案した数値との比較 ③お客さまが属する業界団体等が定める削減目標との比較
ご利用いただける方	法人（当金庫との取引の有無は問いません）
お使いみち	運転資金・設備資金
ご融資金額	1,000 万円以上 2 億円以下
ご融資形式	証書貸付
ご融資期間	運転資金：5 年以内 設備資金：7 年以内（対象設備の法定耐用年数により最長 10 年）
ご融資利率	変動金利 ※当金庫所定のお取扱い SPTs 達成時：当初金利から引下げ SPTs 未達時：当初金利を適用
ご返済方法	毎月元金均等返済
担保	当金庫所定のお取扱い
保証人	当金庫所定のお取扱い
融資事務取扱手数料	50,000 円（税別）※令和 7 年 3 月末迄は無料とする
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・SPTs 達成状況判定の際は、外部業者が提供する CO2 排出量算定サービス（※）による数値を使用します。 ※外部業者の CO2 排出量算定サービスをご利用でない場合は、新たにご契約が必要となります。

※審査の結果によっては、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。



セカンドオピニオン

静清信用金庫

2024年3月15日

静清信用金庫サステナビリティ・リンク・ローン・ フレームワーク

ESG評価本部
担当アナリスト：西元 純

格付投資情報センター（R&I）は、静清信用金庫が策定した「静清信用金庫サステナビリティ・リンク・ローン・フレームワーク」が「サステナビリティ・リンク・ローン原則」（以下、SLLP）¹ 及び「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2022年版」（以下、GL・SLLガイドライン）² が求める事項をどの程度充足するか確認した。本フレームワークは SPTs の野心性判断のプロセスやレポーティングの情報公開に関し、SLLP や GL・SLL ガイドラインが求める水準を完全には満たさないものの、全体として原則やガイドラインの趣旨に沿った内容で設計されている。R&I は本フレームワークが原則やガイドラインに対して整合的（一部は適合）であることを評価した。なお、R&I の評価は本フレームワークに基づき組成される個別案件にはおよばない。オピニオンの構成は次の通りである。

■オピニオンの構成

1. オピニオンの位置づけ
2. 「静清信用金庫サステナビリティ・リンク・ローン・フレームワーク」推進に係る静清信用金庫のサステナビリティ方針
3. SLLP 及び GL・SLL ガイドラインに対する整合性について
 - (1) KPI の選定
 - (2) SPTs の設定
 - (3) ローンの特長
 - (4) レポーティング
 - (5) 検証
4. まとめ

¹ ローン市場協会（LMA）、ローン・シンジケート・アンド・トレーディング協会（LSTA）及びアジア太平洋ローン市場協会（APLMA）の3者が策定

² 環境省が策定

1. オピニオンの位置づけ

静清信用金庫は静岡市及び隣接する焼津市・藤枝市を主要な営業地盤とする信用金庫。経営理念として「地域社会の繁栄に貢献する」「お客さまの信頼にこたえる」「よき信用金庫人をめざす」を掲げ、「お客さま志向」「相談力」の考え方を軸として、地域経済を支える中堅・中小企業に寄り添いサポートする役割を担っている。

営業エリアは家具・雑具・模型等の伝統産業や、本山・清水等が名産の茶関連産業が集積するほか、清水港・焼津港を中心に運輸業、水産加工業、食品加工業等が発展している。また、自動車部品の大手メーカーが立地しているため自動車関連産業に属する事業者も多い。一方で、近年の異常気象の影響は地域の自然環境にも及んでいるほか、自動車関連産業を中心にカーボンニュートラル等の環境負荷低減に向けた対応が求められている。静清信用金庫は環境を巡る国際的な議論や災害発生時の影響等を踏まえ、企業の社会的責任として環境問題への取り組みを継続的に実施していくことを目的として、2009年に「環境基本方針」を策定した。2019年に公表した「せいしん SDGs 宣言」では、地域金融機関として SDGs の達成に貢献するとともに地域の持続可能性を確保していくことを目指す姿勢を打ち出している。

本フレームワークは静清信用金庫の SDGs 宣言や環境基本方針等の趣旨を踏まえ、環境面から地域課題に焦点を当て金融の面から地元企業の事業活動を支える目的で策定されている。幅広い事業者が本フレームワークに基づく融資を利用できるよう、SLLP、GL・SLL ガイドラインの趣旨を念頭に中堅・中小企業が取り組みやすい内容で設計している。

R&I は本フレームワークが国際的な原則や環境省のガイドラインに対する整合性³⁾について、また融資制度を実施する体制が準備されているかに関して第三者評価を提供する。

2. 「静清信用金庫サステナビリティ・リンク・ローン・フレームワーク」推進に係る静清信用金庫のサステナビリティ方針

静清信用金庫は「せいしん SDGs 宣言」において、持続可能な社会の実現に向けた取り組みの1つに「地域社会の環境保全」を挙げ、地方自治体の地球温暖化防止活動にも参画し、行政や外部機関と連携した環境保全活動も展開している。2021年に政府がCO₂排出量削減目標を掲げたことを背景に、2023年にはこれまでの取り組みを踏まえた「カーボンニュートラル取組方針」を新たに定め、取引先のCO₂排出削減を伴走支援する展開を始めている。

融資商品としては、2019年に静岡市と連携し、取引事業者の SDGs 達成に向けた設備資金や運転資金に利用できる「せいしん『SDGs サポートローン』(静岡市 SDGs 宣言制度に基づき、SDGs 宣言書を届出した事業者を対象とした商品)」の取扱いを開始する等、複数の環境配慮融資商品の提供を通じた金融支援に力を入れている。本フレームワークの策定はこうした取り組みの延長線上に位置付けられるもので、ファイナンスによるサポートを背景に取引先企業に対し ESG 分野での取組機会を提供し地域の持続可能性を高めていくことを目的としている。本フレームワークに紐づく融資サービスを中堅・中小企業まで広げ、企業規模に関係なくサステナビリティ活動のすそ野を拡大するという点からみても、静清信用金庫の SDGs 宣言や環境基本方針等の趣旨に合致した内容である。また国際的な原則やガイドラインが期待する持続可能な社会に資するファイナンスの形成にも沿った取り組みである。

³⁾フレームワークの骨格や考え方、業務プロセス・融資の実施体制を確認し、国際的な原則や環境省のガイドラインの趣旨に沿った内容でフレームワークが設計されているかについての意見である。

3. SLLP 及び GL・SLL ガイドラインに対する整合性について

R&I は静清信用金庫の融資フレームワーク「静清信用金庫サステナビリティ・リンク・ローン・フレームワーク」を対象に、SLL を構成する 5 つの要素（KPI の選定、SPTs の設定、ローンの特性、レポーティング、検証）について、SLLP の確認事項（「べきである」として履行を求める項目）を充足しているかを確認した。GL・SLL ガイドラインに関しては、同ガイドラインが挙げる SLL が備えることを期待される基本的事項（「べきである」事項）の充足の程度を確認した。

SLLP の確認事項及び GL・SLL ガイドラインにおける期待される基本的事項の一部について、完全に満たす内容になっていないが、全体として SLL を通じた借入人のサステナビリティ向上を促す内容で設計されている。R&I は評価対象のフレームワークが SLLP や GL・SLL ガイドラインに整合していると評価した。

(1) KPI の選定

① 選定される KPI

対象とする KPI は「CO₂排出量の削減」とし、借入人だけでなく貸付人である静清信用金庫でも客観的に確認できるよう、定量的に測定可能であることを条件としている。

② KPI の重要性

KPI は脱炭素化において全ての企業が取り組むべきものであり、業種を問わず企業のサステナビリティに関係する。借入人の事業活動を通じて環境面でポジティブなインパクトをもたらすことを促すことを狙いとしており、静清信用金庫は借入人との対話において、企業理念や事業方針に加え、サステナビリティに関する戦略を把握する。KPI は静清信用金庫の SDGs 宣言や環境基本方針等の趣旨とも合致しており、本フレームワークで選定される KPI の重要性に問題はない。

(2) SPTs の設定

① SPTs の概要

SPTs は選定した KPI に対応して野心的かつ有意義で定量的に測定可能な目標を融資期間にわたり、「数値化された年次目標」として設定する。借入人に対しては、自社の事業及びサステナビリティ戦略と SPTs に関連性を持たせ、国・地公体・業界団体がそれぞれ明示している CO₂排出量の削減目標を考慮し、BAU（Business as Usual）と比較し大幅な改善を目指す目標設定を求める。

② SPTs の野心性

SPTs の野心性は以下の 3 つの観点から判断される。

A) 国が掲げる CO₂削減目標との比較

B) 借入人の直近 3 期のトラックレコードや既に見込まれている将来の変動要因等を勘案した数値との比較

C) 借入人が属する業界団体等が定める削減目標との比較

本フレームワークは借入人の事業特性等によっては 1 つの要素のみで判断するケースを許容する設計となっている。この場合、SLLP が求める「A）～C）の組み合わせに基づき野心性を判断し SPTs を設定すべき」という要件を完全には充たさない。ただ、A）～C）は SLLP 及び GL・SLL ガイドラインが挙げる野心性判断の観点と合致しており、SPTs の野心性に関しては担保されると考えられる。

③ SPTsの達成手段と不確実性要素

KPIの選定及びSPTsの設定のプロセスを通じて、借入人のサステナビリティ目標と目標達成に向けた具体的取組みの意志及び計画を確認する。SPTs達成のための施策及びネガティブ要素を始めとする不確実性はこのプロセスを通じて洗い出すよう設計されている。

④ SPTsの妥当性

SPTsは借入人と営業店の間で対話・協議し設定する。KPIの重要性とSPTsの妥当性は本部組織の経営相談部がSLLPやGL・SLLガイドラインの趣旨と照らし最終判断する。クレジット評価を行う融資部はKPIの重要性やSPTsの設定についての判断に関与しない。

KPIの重要性やSPTsの野心性等案件のサステナビリティ性の判断は営業推進やクレジット判断とは異なる立場の経営相談部が実施する設計になっている。野心性の判断のプロセス以外は主にSLLPがKPIの選定やSPTsの設定で求める要件を満たすことを求めている。SPTsの妥当性の判断や検証対応が難しいと判断した場合は外部機関に評価を依頼するか、本フレームワークに基づく融資ではなく通常融資として対応する。以上を踏まえると、SLLPやGL・SLLガイドラインの趣旨に沿ったKPIやSPTsが設定される体制が整っていると考える。

(3) ローンの特徴

借入人のSPTs達成への動機付けとして、達成時には契約内容に基づき金利を引き下げるインセンティブ設計となっている。達成時に引き下げた金利は累積せず、SPTsに達しなかった場合は元の金利に戻す。インセンティブに関する内容（SPTs達成の判定時期、達成時の金利引き下げ幅及び金利適用時期等）は借入人と締結する金銭消費貸借契約書に属する債権書類（特約書）に明記される。

R&IはSPTs達成時のインセンティブが借り手のサステナビリティ・パフォーマンスの向上を促すことを考慮し設定され、SLLPやGL・SLLガイドラインが求める要件を満たしていることを確認している。

(4) レポートニング

借入人は融資期間にわたって、年1回、融資実行にあたって締結した契約内容に基づき、SPTsの達成状況等を静清信用金庫の営業店に報告する。報告にあたっては検証業務に必要なエビデンス等疎明資料も併せて提出する。レポートニング内容と疎明資料は経営相談部にも共有される。借入人のウェブサイト等におけるレポートニング内容の公表は借入人の任意とする。

SLLPにおいて、借入人は少なくとも年1回貸付人がSPTsの達成状況のモニタリングを行う際に、その野心的な内容が保たれ借入人の事業と関連性があると判断するのに十分な最新状況を貸付人に提供すべきとしている。GL・SLLガイドラインも同内容を期待される基本的事項に挙げている。本フレームワークは借入人に対して、レポートニングの際には検証業務を行う際に必要なエビデンスやデータ等の疎明資料を提出することとしており、SLLPやGL・SLLガイドラインが求める要件をクリアしている。一方、レポートニング内容は公表しないケースも含まれ、その場合、GL・SLLガイドラインにおける「借入人が調達したファイナンスをSLLとして表明する場合、貸付人に対する報告事項を一般に開示すべき」は満たさない。ただ、本フレームワークによるローンについて一般に開示しない場合は、SLLPやGL・SLLガイドラインに適合した外部評価を取得したSLLではないことを静清信用金庫から借入人に説明するとしており、GL・SLLガイドラインにおける一般開示を要件とはしない。

(5) 検証

KPIの実績値に関して、借入人は外部の第三者機関にCO₂排出量の測定を依頼し、その結果をレポートング資料の一部として静清信用金庫に提出する。なお、第三者機関は排出量の算定方式について、原則監査法人による第三者検証を受けている先を前提とし、静清信用金庫の経営相談部は第三者機関が測定した借入人の法人単位又は指定事業場単位のCO₂排出量（総量又は原単位ベース）の数値に関するレポート内容と計測基準や集計範囲等の確認により、KPIの実績値を検証する。例外的に同検証を取得していない業者を利用する場合は経営相談部でも算定方式を含めたKPIの実績に関するデータやエビデンスの検証も行う。経営相談部は検証結果に基づく金利変更の有無を判断し営業店にオペレーション実施を指示する。検証に関する情報については外部公表を行わない。

フレームワークでは借入人に対し検証可能な資料の提出を求めており、SPTs達成に関する定量的な確認は静清信用金庫が求める水準でなされるものと考えられる。検証は最終的に経営相談部が担う設計となっているが、そのプロセスの一部で第三者機関を活用しているほか、KPIの内容や経営相談部の位置付けを踏まえると、原則やガイドラインの趣旨に沿った検証が行われると考える。

4. まとめ

評価対象の融資フレームワーク「静清信用金庫サステナビリティ・リンク・ローン・フレームワーク」は地域の中堅・中小企業に対し、環境面での地域課題の解消に向けファイナンスの面から推進・支援するもので、規模や業種を問わず利用しやすい内容で設計されている。KPIは借入人及び地域の課題を意識し設定されており、静清信用金庫のSDGs宣言や環境基本方針等の趣旨にも沿っている。

本フレームワークについて、R&IはSLLの5つの構成要素に対しSLLPやGL・SLLガイドラインが求める事項をどの程度充足するか確認した。SPTsの野心性判断のプロセスやレポートング等の情報公開の部分で、SLLPやGL・SLLガイドラインが求める水準を完全に満たさない部分が一部あるものの、KPIの選定、SPTsの設定及び野心性判断の基準、インセンティブ設計、レポートングや検証内容に関する静清信用金庫への報告義務という点を踏まえると、全体として、本フレームワークはSLLPやGL・SLLガイドラインの趣旨に沿ったフレームワークの骨格や考え方、業務フローが設計されている。検証業務に関しては、最終的には静清信用金庫の経営相談部が担う設計となっているが、そのプロセスの一部で第三者機関を活用しているほか、KPIの内容や経営相談部の位置付けを踏まえると、静清信用金庫が求める水準の検証はなされるものと考えられる。以上を踏まえ、R&Iは本フレームワークがSLLPやGL・SLLガイドラインに整合していると評価した。

以上

【留意事項】

本資料に関する一切の権利・利益（著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、特段の記載がない限り、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、本資料の全部又は一部を使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）することは認められません。

R&Iは、本資料及び本資料の作成に際して利用した情報について、その正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

また、本資料に記載された情報の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報の使用に関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負いません。

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものであるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むもの）として、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対するR&Iの意見です。R&Iグリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを付随的に提供する場合があります。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&IはR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものであるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&Iの判断でR&Iグリーンボンドアセスメントを保留したり、取り下げたりすることがあります。

R&Iは、R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報、R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントその他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やR&Iグリーンボンドアセスメントの使用、あるいはR&Iグリーンボンドアセスメントの変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むもの）として、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。また、2022年から経済産業省の温暖化対策促進事業におけるトランジション・ファイナンスの指定外部評価機関に採択されています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に開示しています。

R&Iは2022年12月、金融庁が公表した「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」（以下、「行動規範」という。）の趣旨に賛同し、これを受け入れる旨を表明しました。行動規範の6つの原則とその実践のための指針へのR&Iの対応状況についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/index.html>）に開示しています（以下、「対応状況の開示」という。）。

R&Iと資金提供者及び資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。

なお、R&IはESGファイナンスによる資金提供あるいは資金調達を行う金融機関との間で、金融機関の顧客にR&IのESGファイナンス評価を紹介する契約を締結することがありますが、R&Iは、独立性を確保する措置を講じています。詳細は対応状況の開示をご覧ください。